

# 建築物の省エネルギー対策について

## 1 概要

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下、「省エネ法」という。）において、「建築物に係る措置」が定められており、エネルギー需要の増加傾向が著しいオフィスビル、大規模小売店、ホテル、病院等の事務部門等におけるエネルギーの使用の合理化に向けた措置の強化を図るため、省エネルギー措置に関する届出を義務付ける等、エネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に努めている。

## 2 現行省エネ法（建築分野）の概要

### (1) 建築主の努力義務

建築主は国土交通大臣が定める基準に適合させ、エネルギーの使用の合理化に資するよう努力義務が課される。

### (2) 住宅に対する措置

国土交通大臣が住宅の設計及び施工に関する指針を作成・公表することにより、省エネルギー化を推進する。

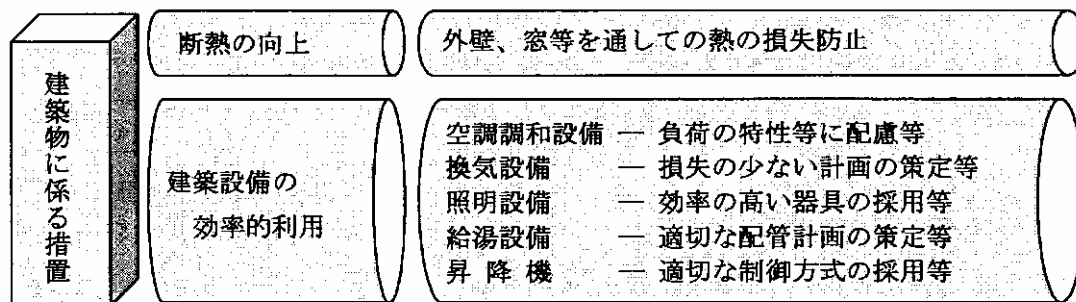
### (3) 住宅以外の建築物に対する指導・助言

所管行政庁は、住宅以外の建築物について省エネ基準を的確に実施する必要がある場合は必要な指導・助言をすることができる。

### (4) 大規模建築物の省エネルギー措置の届出

延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物（住宅以外）の建築主は、所管行政庁（特定行政庁）に省エネルギー措置（建築物の外壁、窓等を通じた熱の損失の防止のための措置及び空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置）の届出を義務付けられる。

所管行政庁は省エネルギー措置が不十分である場合は、指示・公表を行うことができる。



## 3 改正省エネ法（建築分野）の概要（平成 18 年 4 月 1 日施行予定）

### (1) 住宅に関する対策の強化

一定規模（床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上）の住宅についても非住宅と同様に所管行政庁への省エネ措置の届出を義務づけ（現行は努力義務のみ）

### (2) ストック対策の強化

一定規模（床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上）の非住宅建築物の大規模修繕等を行う者に対し、所管行政庁への省エネ措置の届出を義務づけ（現行は新築・増改築する者に対してのみ義務づけ）